

# NISA (少額投資非課税制度) のご案内

## NISA ※ (少額投資非課税制度) とは

NISA は平成 26 年 1 月にスタートした、個人投資家のための新しい税制優遇制度です。毎年 100 万円を上限に、最大 500 万円までの上場株式や株式投資信託等への投資に対する、値上がり益や配当・普通分配金が 5 年間非課税になる制度です。

ただし、他の口座(特定口座、一般口座)との損益通算はできません。

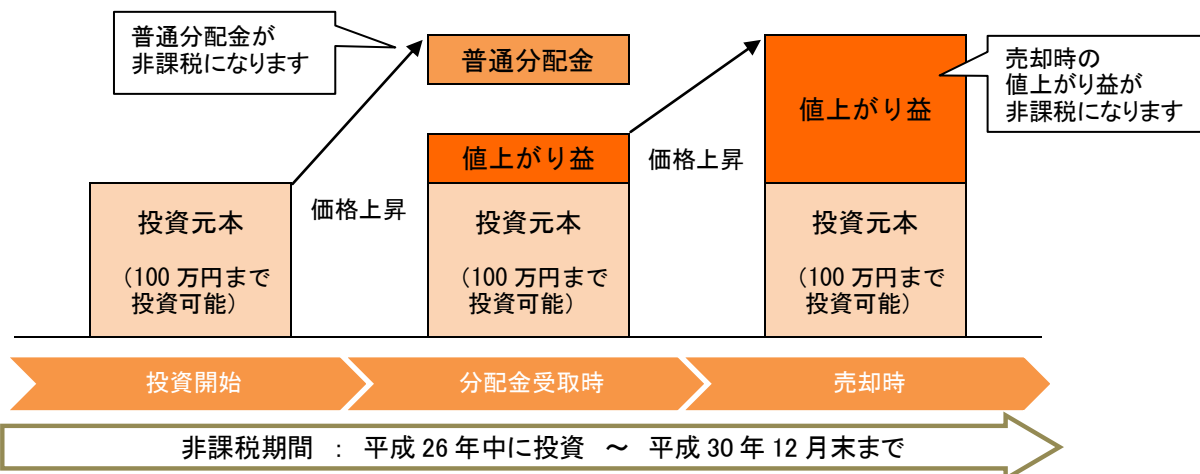
※「NISA」は英国で広く普及している ISA「Individual Savings Account(個人貯蓄口座)」を参考にした制度です。

## NISA (少額投資非課税制度) の概要

非課税対象	NISA口座で保有する上場株式・株式投資信託等の譲渡所得(値上がり益)や配当所得(配当金・普通分配金)
口座開設可能期間	2014年～2023年(平成26年～平成35年)までの10年間
口座開設可能数	NISA口座は、全ての金融機関で1人1口座 ※ただし、平成27年1月以降に金融機関の変更を希望される場合は、変更手続きを行うことで、別の金融機関で口座開設することができます。
非課税投資枠	新規投資額で毎年100万円まで。投資総額は最大で500万円。 ※売却はいつでも可能です。ただし、売却分の非課税投資枠は再利用できません。 ※未使用の非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
非課税期間	5年間(※最長で10年間) ※5年経過後は時価100万円を上限に、翌年の新規非課税投資枠に移行することができます。
利用できる方	日本国内にお住まいで、口座開設をする年の1月1日現在で20歳以上の個人の方
お手続き	NISAをご利用いただくには、別途NISA口座開設のお手続きが必要です。お手続きの際には、平成25年1月1日時点の住所が記載された住民票の写し等をご提出いただく必要があります。

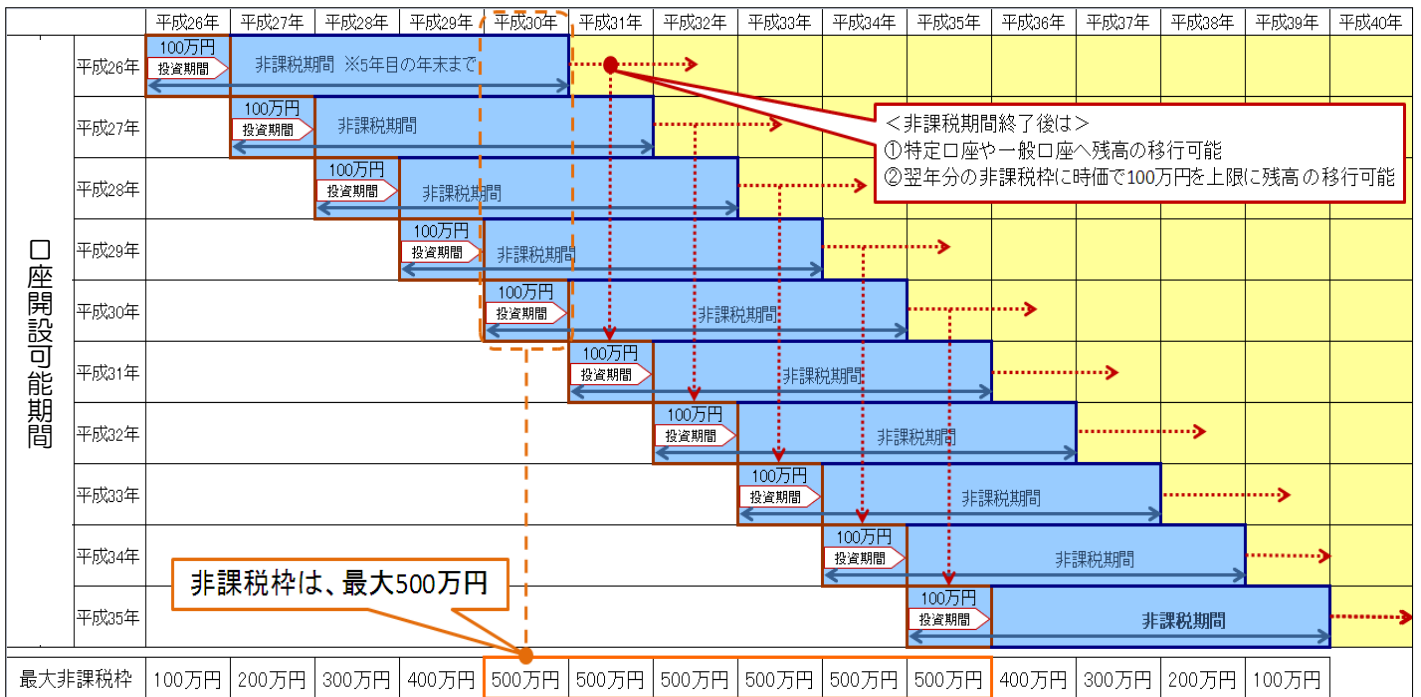
## NISA口座での投資イメージ

### 平成26年にNISA口座で株式投資信託を100万円購入した例



・1年の間であれば、一度に上限の100万円を投資することも、分割して投資することも可能です。

## 制度概要のイメージ



### ご留意点

- ・ 株式投資信託の元本払戻金(特別分配金)はNISA口座での保有に関わらず非課税であるため、制度のメリットを享受できません。
- ・ 上場株式等の配当金を非課税とするためには、配当金の受領方法は「株式数比例配分方式」をご選択いただく必要があります。
- ・ 投資をはじめてから5年目の年末までの間、いつでも売却できます。ただし、売却した場合、非課税投資枠は再利用できません。
- ・ 未使用の非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ・ NISA口座では、売買損失はないものとされます。このため、売買損失が発生しても、特定口座や一般口座での利益と損益通算はできません。また、損失の繰越控除(3年間)もできません。
- ・ 非課税期間終了後は売却する以外に次のいずれかを選択いただけます。
  - ① 翌年分の非課税投資枠に移行し、投資を続ける。(※ただし、移行できるのは時価100万円が上限です)
  - ② 課税口座(特定口座や一般口座)に移行し、投資を続ける。(※その際の取得日は移行日、取得価額は移行日の時価となります)

### 百五証券からのご案内

当社では、NISAにも適したファンドを多数取り揃えております。  
 NISAは非課税のメリットがありますが、お客さまの投資目的やリスク許容度等にあった商品を選択されることが重要です。  
 NISAに関するお問合せ・ご相談は、当社お取引店の担当者までお気軽にご連絡ください。

本資料の内容は、NISAについてお伝えすることを目的とし、平成26年4月現在の法令等に基づいて百五証券が作成しています。